

滝沢市水道料金算定要領について【関連資料】

- ・滝沢市水道料金算定要領

- ・答申

平成31年3月19日

滝沢市水道事業経営計画(基本計画)の見直し及び滝沢市水道事業中期経営計画(後期)の策定に関する答申「4 適正な水道料金のあり方について」

- ・水道料金早見表(1カ月あたり)(滝沢市、現行)

滝沢市水道料金算定要領

[策定 平成21年11月 6日]

[改定 令和元年 6月 7日]

1 総則

(1) 本旨

水道料金の算定にあたっては、水道使用者の公正な利益と水道事業の健全な発達を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するよう配慮されなければならない。

2 総括原価

(1) 基本原則

水道料金は、過去の実績及び社会経済情勢の推移にもとづく合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定しなければならない。

なお、受託工事その他の付帯的事業については、当該事業に要する直接費及び間接費を含め、収支相償うよう定められていなければならない。

(2) 料金算定期間

料金算定期間は、原則として将来の4年を基準とする。

(3) 営業費用

営業費用は、人件費、薬品費、動力費、修繕費、減価償却費、資産減耗費、その他維持管理費の合計額から控除項目の額を控除した額とする。各費用及び控除項目の額の見積りにあたっては、料金算定期間中の事業計画及び経済情勢の推移等を十分に考慮しなければならない。

ア 人件費

人件費は、給料、手当、賞与引当金繰入額、賃金、報酬、法定福利費、法定福利費引当金繰入額及び退職給付費（退職手当組合等への負担金）等の合計額とし、過去の実績、職員計画及び給与水準の傾向等を考慮して適性に算定した額とする。

イ 薬品費

薬品費は、給水計画及び各水源別水質の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

ウ 動力費

動力費は、水道施設の稼働計画に準拠して適正に算定した額とする。

エ 修繕費

修繕費は、水道施設の適正な維持を基本とし、過去の実績、事業の特性及び地域の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

オ 減価償却費

減価償却費は、料金算定期間中の水道事業償却対象資産の帳簿原価に対し、原則として定額法により算定した額とする。

カ 資産減耗費

資産減耗費は、過去の実績及び水道施設の実態等を考慮して適正に算定した額と

する。

キ その他維持管理費

通信運搬費、委託料及び手数料等その他維持管理費は、過去の実績及び料金算定期間中の事業計画並びに個別費用の特質等を勘案して適正に算定した額とする。

ク 控除項目

諸手数料その他事業運営に伴う関連収入は、過去の実績及び料金算定期間中の事業計画等を考慮して適正に算定した額とする。ただし、長期前受金戻入については、原則として控除項目に含めないものとする。

(4) 資本費用

資本費用は、支払利息及び施設実体の維持等に必要とされる資産維持費の合計額とする。

ア 支払利息

支払利息は、企業債の利息、取扱諸費及び一時借入金の利息の合計額で、料金算定期間中の所要額として適正に算定した額とする。

なお、受取利息等関連収入は、これを控除しなければならない。

イ 資産維持費

資産維持費は、事業等の施設実体の維持等のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額であり、維持すべき資本に2.5%を乗じて算定した額とする。

(5) 滝沢市水道事業中期経営計画（後期）

水道料金の算定にあたっては、事業全般にわたる経営の見直しを行い、滝沢市水道事業中期経営計画（後期）を策定し、これを総括原価に反映させなければならない。

3 料金体系

(1) 一般原則

ア 個別原価主義

水道料金は、量水器の口径により分類した各使用者群に対して総括原価を各群の個別費用にもとづいて配賦し、基本料金と従量料金の二部料金として設定するものとする。

この場合において設定された料金をもって計算した料金収入額は、総括原価と一致するものでなければならない。

イ 特別措置

各使用者群の基本料金に対しては、生活用水への配慮及び給水需給の実情等から必要がある場合には、資本費用の一部を配賦しない等その料金の軽減措置を講ずることができる。

(2) 経過措置

本算定方式の実施にあたっては、急激な変動を緩和するため適当な経過措置を講ずることとし、資産維持費は、維持すべき資本に2.0%を乗じて算定した額とする。

平成31年3月19日 滝沢市水道事業経営計画（基本計画）の見直し及び滝沢市水道事業中期経営計画（後期）の策定に関する答申 より

4 適正な水道料金のあり方について

本市の水道料金体系は、創設当初より採用してきた「基本水量付 用途別口径別併用単一従量制」を、平成21年の答申をもとに「口径別単一従量料金二部料金制」に改定を行っている。ただし、基本水量制から基本料金制への移行については、激変緩和措置として、基本水量を10m³から5m³に減じたまま今日に至っている。

一方、固定費の配賦については実質22%にとどまっており、将来の人口減少に伴う水需要の減少傾向が見込まれる中、事業継続のための安定的な料金収入を確保するため、基本料金と従量料金の適正なバランスへの段階的な是正が必要と考える。

これらを踏まえ、適正な水道料金の設定、料金体系のあり方について調査検討した結果、次のような方向が望ましいとの結論に達した。

《料金水準について》

- ① 安全でおいしい水を安定して供給する上で、水道施設の維持管理や耐震化に加え、老朽化した水道施設の計画的な更新は欠かせないものであり、これらの財源を適正に確保し、世代間の負担の公平性を図るため、これまでと同様に資産維持率を2.5%とした総括原価を基本とする水道料金改定が望ましいことが確認された。
- ② 料金を算定する方法は別に定める「滝沢市水道料金算定要領」に基づくものとするが、一度の改定率が大きくなることが見込まれることから、利用者への過度の負担増にならないよう、今回は資産維持率を2.0%として算定し、段階的な改定を行うことが必要である。

《料金体系見直しについて》

- ① 「基本料金」と「従量料金」からなる二部料金体系を維持するとともに、固定費の配賦について、利用実態や将来的な使用量減少に対応できるよう基本料金の割合を高めるべきである。
- ② 基本水量制の廃止に係る暫定措置について、激変緩和措置の実施から9年目を迎え、十分な期間が経過したことから、廃止すべき時期に来ていると考える。
- ③ 口径別の基本料金の算定に当たっては、体系見直しによって負担が大きく変わる場合には、それぞれの負担能力等を勘案し一定程度の配慮を行うことも必要である。
- ④ 料金改定に当たっては、基本料金がなぜ必要なのか、基本料金の割合を

増やさなければならない背景などを、水道広報誌への掲載や様々な機会を通じて、一般使用者にもわかりやすいように工夫し、周知するよう努められたい。

水道料金早見表（1カ月あたり）

令和元年10月使用分（11月に検針され、請求される分）から適用となります。

※11月に検針され、請求される分とは、10月の検針日から11月の検針日までの期間をさします。

（単位：円（税込））

使用水量 (m^3)	口径13mm	口径20mm	口径25mm	口径30mm	口径40mm	口径50mm	口径75mm	口径100mm
0	1,088	1,445	1,203	1,728	5,970	9,323	20,847	36,875
1	1,088	1,445	1,357	1,882	6,124	9,477	21,001	37,029
2	1,088	1,445	1,511	2,036	6,278	9,631	21,155	37,183
3	1,088	1,445	1,665	2,190	6,432	9,785	21,309	37,337
4	1,088	1,445	1,819	2,344	6,586	9,939	21,463	37,491
5	1,088	1,445	1,973	2,498	6,740	10,093	21,617	37,645
6	1,242	1,599	2,127	2,652	6,894	10,247	21,771	37,799
7	1,396	1,753	2,281	2,806	7,048	10,401	21,925	37,953
8	1,550	1,907	2,435	2,960	7,202	10,555	22,079	38,107
9	1,704	2,061	2,589	3,114	7,356	10,709	22,233	38,261
10	1,858	2,215	2,743	3,268	7,510	10,863	22,387	38,415
11	2,012	2,369	2,897	3,422	7,664	11,017	22,541	38,569
12	2,166	2,523	3,051	3,576	7,818	11,171	22,695	38,723
13	2,320	2,677	3,205	3,730	7,972	11,325	22,849	38,877
14	2,474	2,831	3,359	3,884	8,126	11,479	23,003	39,031
15	2,628	2,985	3,513	4,038	8,280	11,633	23,157	39,185
16	2,782	3,139	3,667	4,192	8,434	11,787	23,311	39,339
17	2,936	3,293	3,821	4,346	8,588	11,941	23,465	39,493
18	3,090	3,447	3,975	4,500	8,742	12,095	23,619	39,647
19	3,244	3,601	4,129	4,654	8,896	12,249	23,773	39,801
20	3,398	3,755	4,283	4,808	9,050	12,403	23,927	39,955
21	3,552	3,909	4,437	4,962	9,204	12,557	24,081	40,109
22	3,706	4,063	4,591	5,116	9,358	12,711	24,235	40,263
23	3,860	4,217	4,745	5,270	9,512	12,865	24,389	40,417
24	4,014	4,371	4,899	5,424	9,666	13,019	24,543	40,571
25	4,168	4,525	5,053	5,578	9,820	13,173	24,697	40,725
26	4,322	4,679	5,207	5,732	9,974	13,327	24,851	40,879
27	4,476	4,833	5,361	5,886	10,128	13,481	25,005	41,033
28	4,630	4,987	5,515	6,040	10,282	13,635	25,159	41,187
29	4,784	5,141	5,669	6,194	10,436	13,789	25,313	41,341
30	4,938	5,295	5,823	6,348	10,590	13,943	25,467	41,495
31	5,092	5,449	5,977	6,502	10,744	14,097	25,621	41,649
32	5,246	5,603	6,131	6,656	10,898	14,251	25,775	41,803
33	5,400	5,757	6,285	6,810	11,052	14,405	25,929	41,957
34	5,554	5,911	6,439	6,964	11,206	14,559	26,083	42,111
35	5,708	6,065	6,593	7,118	11,360	14,713	26,237	42,265
36	5,862	6,219	6,747	7,272	11,514	14,867	26,391	42,419
37	6,016	6,373	6,901	7,426	11,668	15,021	26,545	42,573
38	6,170	6,527	7,055	7,580	11,822	15,175	26,699	42,727
39	6,324	6,681	7,209	7,734	11,976	15,329	26,853	42,881
40	6,478	6,835	7,363	7,888	12,130	15,483	27,007	43,035
41	6,632	6,989	7,517	8,042	12,284	15,637	27,161	43,189
42	6,786	7,143	7,671	8,196	12,438	15,791	27,315	43,343
43	6,940	7,297	7,825	8,350	12,592	15,945	27,469	43,497
44	7,094	7,451	7,979	8,504	12,746	16,099	27,623	43,651
45	7,248	7,605	8,133	8,658	12,900	16,253	27,777	43,805
46	7,402	7,759	8,287	8,812	13,054	16,407	27,931	43,959
47	7,556	7,913	8,441	8,966	13,208	16,561	28,085	44,113
48	7,710	8,067	8,595	9,120	13,362	16,715	28,239	44,267
49	7,864	8,221	8,749	9,274	13,516	16,869	28,393	44,421
50	8,018	8,375	8,903	9,428	13,670	17,023	28,547	44,575

※使用水量が $51m^3$ 以上の料金につきましては、お問い合わせ下さい。